

被災者のみなさまへ

令和元年10月18日
警 察 庁

令和元年台風第19号による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく**特定非常災害**に指定されました。
これにより、次の措置が講じられます。

①許認可等の存続期間（有効期間）の延長

一定の地域^(※1)の方々を対象に、運転免許のような許認可等（令和元年10月10日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が**令和2年3月31日（火）まで延長**されます^(※2)。

【許認可等の満了日が延長される主な例】

- ・運転免許証の有効期間の延長（道交法）
- ・獵銃等の所持の許可の有効期間の延長（銃刀法）
- ・犯罪被害者等給付金の申請期間の延長（犯罪被害者支援法）等

（※1）令和元年台風第19号に際し災害救助法が適用された市町村（下記リンク参照）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

（※2）措置に関する告示は、下記リンク参照

https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/kokkakouan/20191018_honbun.pdf

②期限内に履行されなかつた届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかつた場合であつても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**令和2年1月31日（金）までに履行**すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 延長・猶予の対象や手続の詳細については、お住まいの地域の都県警察までお問合せください。